

特定非営利活動法人きびの国くらし生活支援センター定款

第1章 総 則

第1条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人きびの国くらし生活支援センターという。

第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を岡山県総社市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

この法人は、高齢者、生活困窮者、自立支援を要する者、外国人、その他居住の安定に課題を有する者及びその家族並びに地域住民に対し、住居の確保支援、空き家及び空室の活用、入居後の生活支援、見守り支援、地域定着支援、医療・福祉との連携支援等に関する事業を行うことにより、安心して地域生活を継続できる居住環境の確保及び地域社会への定着を図り、もって社会的孤立の防止、生活の安定、誰もが安心して暮らし続けることのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第4条（特定非営利活動の種類）

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動

第5条（事業）

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 居住相談支援及び住まい確保支援事業
- (2) 空き家・低廉家賃住宅等の活用促進事業
- (3) 入居後の生活支援、見守り支援、地域定着支援、医療・福祉との連携支援事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

第6条（種別）

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人及び団体

第7条（入会）

会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条（入会金及び会費）

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第10条（退会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条（抛出金品の不返還）

既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

第13条（種別及び定数）

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

第14条（選任等）

理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第15条（職務）

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条（任期等）

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第19条（報酬等）

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第20条（職員）

この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第21条（種別）

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第22条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第23条（権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

第24条（開催）

通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第25条（招集）

総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の日5日前までに通知しなければならない。

第26条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第27条（定足数）

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第28条（議決）

総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会

の決議があったものとみなす。

第29条（表決権等）

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第30条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理 事 会

第31条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第32条（権能）

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第33条（開催）

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第34条（招集）

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の日の5日前までに通知しなければならない。

第35条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第36条（議決）

理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第37条（表決権等）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 やむを得ない理由のため会場に来ることができない理事は、インターネット等を利用したオンライン会議のシステムによって理事会に参加し、表決をすることができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 6 オンラインでの出席がある場合は、以下に記載の条件を満たす環境の整備を行う。
 - (1) 出席者の発言の即時性及び双方向性が確保されていること。
 - (2) 理事会に参加した者が理事本人であることを確認できること。
 - (3) 出席者の確認が出席者に共有して確認できること。
 - (4) 表決権の行使が平等かつ正当に行使できるような方法をあらかじめ明示することとする。

第38条（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者がある場合とオンラインの会議システムによる出席者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

第39条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

第40条（資産の区分）

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

第41条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第42条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第43条（会計の区分）

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

第44条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第45条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第46条（予備費の設定及び使用）

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第47条（予算の追加及び更正）

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第48条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第49条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第50条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の

放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

第51条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

第52条（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第53条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において選定した者に譲渡するものとする。

第54条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第55条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑 則

第56条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

| | |
|-------|-------|
| 理 事 長 | 平田 哲典 |
| 副理事長 | 高崎 忍 |
| 理 事 | 鶴谷 拓也 |
| 理 事 | 横田 順子 |
| 監 事 | 梶谷 隆行 |
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 0円
正会員会費 0円（1年間分）
 - (2) 賛助会員入会金 0円
賛助会員会費 0円（1口）

(縦覧用)

役員名簿

特定非営利活動法人きびの国くらし生活支援センター

| No. | 役職名 | フリガナ 氏名 | 住所又は居所 | 報酬の有無 |
|-----|------|--------------------|--|-------|
| 1 | 理事長 | ヒラタ テツノリ 平田 哲典 | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 20px; display: inline-block;">非公表</div> | 無 |
| 2 | 副理事長 | タカサキ シノブ 高崎 忍 | | 無 |
| 3 | 理事 | ツルタニ タクヤ 鶴谷 拓也 | | 無 |
| 4 | 同 | ヨコタ ジュンコ 横田 順子 | | 無 |
| 5 | 監事 | カジタニ タカユキ 梶谷 隆行 | | 有 |

(法第10条第1項第5号関係)

設 立 趣 旨 書

1 趣旨

近年、日本社会においては、少子高齢化の進行、独居高齢者・生活困窮者の増加、医療・介護人材不足等を背景として、医療・介護政策において「病院完結型」から「地域支援型」への転換が進められており、在宅医療、地域定着支援、多職種連携、見守り体制の整備等が重要視されています。

しかし、退院後の居住先不足、通院困難、服薬管理困難、見守り不足、再孤立等の問題により、地域生活の継続が困難となる事例が増加しており、特に地方都市においては、住居の確保が困難な高齢者、生活困窮者、身寄りのない方、障害や疾病を抱える方、外国人居住者等が、地域社会との接点を失い、孤立しやすい状況が生じています。

一方で、総社市内には空き家・空室等の未活用不動産が一定数存在しているものの、居住支援を必要とする方々との適切なマッチングや、入居後の継続的支援体制が十分に整備されているとは言えないのが現状です。

このような状況を踏まえ、本法人は、空き家・空室等の地域資源を活用し、居住支援を必要とする方々に対する住まいの確保支援を行い、さらに入居時の各種手続支援、生活支援、見守り支援、地域定着支援、医療・福祉との連携支援を行うことにより、「住まい」を起点として地域包括ケアを支える地域生活基盤インフラとしての役割を果たすことを目指し、誰もが安心して暮らし続けることのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、本法人を設立します。

2 申請に至るまでの経過

令和7年頃より、設立発起人らは、地域における居住支援及び地域定着支援の必要性について検討を重ね、関係機関との意見交換及び情報収集を行ってきました。

その結果、総社市においても、独居高齢者、生活困窮者、身寄りの少ない方等、住まい及び地域生活の継続に課題を抱える者が一定数存在すること、また、空き家・空室等の地域資源が十分に活用されていない現状を認識しました。

さらに、退院後の居住先不足、見守り不足、医療・福祉との連携不足等、単なる住宅確保のみでは解決できない課題が地域に存在していることから、継続的かつ包括的な支援体制の必要性を確認しました。

これらの課題を解決するためには、「公益性・中立性のある地域生活基盤インフラ」として、行政や医療・福祉機関と連携する必要があると考え、公益性・中立性を維持するためには、特定非営利活動法人として組織的かつ継続的に事業を実施することが必要であるとの結論に至り、本法人の設立を決意しました。

令和8年4月1日 設立発起人間で法人設立の意思確認

令和8年4月1日 法人設立のための設立準備会開催

令和8年6月30日 設立總會開催

令和8年6月30日

特定非営利活動法人きびの国くらし生活支援センター
設立代表者氏名 平田 哲典

令和8年度事業計画書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人きびの国ぐらし生活支援センター

1 事業実施の方針

空き家・空室等の地域資源を活用し、居住支援を必要とする方々に対する住まいの確保支援、さらに入居時の各種手続支援、生活支援、見守り支援、地域定着支援、医療・福祉との連携支援を行い、「住まい」を起点として地域包括ケアを支える地域生活基盤インフラとしての整備体制を作ります。
 設立初年度は、相談窓口体制の整備、支援対象者の実態把握、空き家バンク等を活用した住宅供給の仕組みづくり、居住支援法人指定及び助成金等の活用可能性の確認を重点的に進めます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 定款の事業名 | 事業内容 | 実施予定日 時 | 実施場所 | 従事者の予定人数 | 受益対象者の範囲及び予定人数 | 支出見込額(千円) |
|-------------------------------------|---|-------------------------------|--------------------------------------|----------|---|-----------|
| 居住相談支援及び住まい確保支援事業 | 住まいの確保に困難を抱える方に対し、面談、状況整理、住宅通年候補の提案、不動産会社、家主、行政、福祉機関との連絡調整、週1～3日程度から開始 契約前後の相談対応を行う。生活保護世帯、低所得世帯、単身高齢者、外国籍世帯等に対し、地域で住み続けるための支援を行う。 | | 主たる事務所及び総社市内・周辺地域 | 3～5名 | 住居確保に課題を抱える個人・世帯年間20～40世帯(20～70名程度) | 500 |
| 空き家・低廉家賃住宅等の活用促進事業 | 空き家バンクや地域の空き家・空室等を活用し、居住支援に適した住宅の発掘、所有者への活用提案、軽微な改修・管理方法の検討、賃料条件の整理を行う。単身向け・2人世帯向け等、支援対象者が入居しやすい住宅供給の仕組みを整備する。 | 通年 調査・所有者相談は随時 | 主たる事務所 総社市及び岡山県内の対象物件 | 2～4名 | 空き家所有者、住宅確保要配慮者、地域住民年間20～40世帯(20～70名程度) | 175 |
| 入居後の生活支援、見守り支援、地域定着支援、医療・福祉との連携支援事業 | 生活状況の確認、生活上の困りごと相談、見守り活動、近隣・家主との調整、家財・設備・初期費用等に関する柔軟な提案を行う。あわせて、行政、社会福祉協議会、福祉事務所、不動産業者、医療・福祉機関等との連絡体制を整える。また、地域の住まい相談の需要、制度情報、賃料目安、助成金等を収集・整理し、関係者へ情報提供を行う。 | 通年 入居支援・見守り活動・情報更新・連携協議は随時 | 支援対象者の居住先 主たる事務所 関係機関 オンライン | 3～5名 | 居住相談支援利用世帯、支援関係者 家主、不動産関係者、地域住民年間20～40世帯(20～70名程度) 関係者50名程度 | 275 |
| その他この法人の目的を達成するために必要な事業 | 未定 | 実施予定なし | | | | |

(2) その他の事業
なし

令和9年度事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人きびの国くらし生活支援センター

1 事業実施の方針

翌年度は、初年度に整備した相談体制及び関係機関との連携を継続し、居住支援の実施件数を増やすとともに、空き家・空室の活用提案、入居後支援、家主・不動産業者への情報提供を強化する。

支援対象者の状況に応じて、住まい探しだけでなく、契約・入居準備・生活定着までを一体的に支援し、その後の見守り活動や医療・福祉と連携すること、地域において誰もが安心して住み続けられる環境の整備に寄与する。居住支援法人指定、助成金、寄付等についての実現可能性を検討し、「住まい」を起点とした地域包括ケアを支える地域生活基盤インフラとしての運営基盤を確立する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 定款の事業名 | 事業内容 | 実施予定日時 | 実施予定場所 | 従事者の予定人数 | 受益対象者の範囲及び予定人数 | 支出見込額(千円) |
|-------------------------------------|--|--|--------------------------------------|----------|--|-----------|
| 居住相談支援及び住まい確保支援事業 | 相談受付、面談、住宅候補の提案、関係機関との連絡調整、契約前後の支援を継続する。相談内容を記録し、支援の質の向上と再現性のある相談フローを整える。 | 通年 週2～4日程度 | 主たる事務所及び総社市内・周辺地域 | 4～6名 | 居住確保に課題を抱える個人・世帯年間40～60世帯(40～100名程度) | 800 |
| 空き家・低廉家賃住宅等の活用促進事業 | 空き家・空室の発掘、所有者との相談、支援対象者が入居しやすい賃料・初期費用・改修内容の整理を行う。必要に応じて、家主向け資料や活用提案書を作成する。 | 通年 調査・所有者相談は随時 | 主たる事務所 総社市及び岡山県内の対象物件 | 3～5名 | 空き家所有者、住宅確保要配慮者、地域住民年間20～40世帯(20～70名程度) | 200 |
| 入居後の生活支援、見守り支援、地域定着支援、医療・福祉との連携支援事業 | 生活状況の確認、生活上の困りごと相談、見守り活動、近隣・通年家主との調整、家財・設備・初期費用等に関する柔軟な提案を行う。あわせて、行政、社会福祉協議会、福祉事務所、不動産業者、医療・福祉機関等との連絡体制を整える。また、地域の住まい相談の需要、制度情報、賃料目安、助成金等を収集・整理し、関係者へ情報提供を行う。ホームページ、SNS、説明資料等により情報提供を行う。 | 通年 入居支援・見守り活動・情報更新は随時 連携協議は月1回程度 | 支援対象者の居住先 主たる事務所 関係機関 オンライン | 4～6名 | 居住相談支援利用世帯、支援関係者 家主、不動産関係者、地域住民年間40～60世帯(40～100名程度) 関係者60名程度 | 500 |
| その他この法人の目的を達成するために必要な事業 | 未定 | 実施予定なし | | | | |

(2) その他の事業 なし

設立当初の事業年度 活動予算書
 法人設立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 きびの国くらし生活支援センター
 (単位：円)

| 科目 | 金額 | |
|---|---------|-----------|
| I 経常収益 | | |
| 1. 受取会費 | | |
| 正会員受取会費 | 0 | |
| 賛助会員受取会費 | 0 | 0 |
| 2. 受取寄附金 | | |
| 受取寄附金 | 400,000 | |
| 施設等受入評価益 | 600,000 | 1,000,000 |
| 3. 受取助成金等 | | |
| 受取民間助成金 | 0 | 0 |
| 4. 事業収益 | | |
| 居住相談支援及び住まい確保支援事業収益 | 200,000 | |
| 空き家・低廉家賃住宅等の活用促進事業収益 | 50,000 | |
| 入居後の生活支援、見守り支援、地域定着支援、 医療・福祉との連携支援事業収益 | 50,000 | 300,000 |
| 5. その他収益 | | |
| 受取利息 | 0 | |
| 雑収益 | 0 | 0 |
| 経常収益計 | | 1,300,000 |
| II 経常費用 | | |
| 1. 事業費 | | |
| (1) 人件費 | | |
| 役員報酬 | 0 | |
| 給料手当 | 100,000 | |
| 法定福利費 | 0 | |
| 退職給付費用 | 0 | |
| 福利厚生費 | 0 | |
| 人件費計 | 100,000 | |
| (2) その他経費 | | |
| 印刷費 | 20,000 | |
| 会議費 | 60,000 | |
| 旅費交通費 | 140,000 | |
| 施設等評価費用 | 600,000 | |
| 減価償却費 | 0 | |
| 支払利息 | 0 | |
| 消耗品費 | 30,000 | |
| その他経費計 | 850,000 | |
| 事業費計 | | 950,000 |
| 2. 管理費 | | |
| (1) 人件費 | | |
| 役員報酬 | 120,000 | |
| 給料手当 | 0 | |
| 法定福利費 | 0 | |
| 退職給付費用 | 0 | |
| 福利厚生費 | 0 | |
| 人件費計 | 120,000 | |
| (2) その他経費 | | |
| 地代・賃料 | 120,000 | |
| 会議費 | 20,000 | |
| 旅費交通費 | 0 | |
| 通信費 | 90,000 | |
| 減価償却費 | 0 | |
| 支払利息 | 0 | |
| その他経費計 | 230,000 | |
| 管理費計 | | 350,000 |
| 経常費用計 | | 1,300,000 |
| 当期経常増減額 | | 0 |
| III 経常外収益 | | |
| 1. 固定資産売却益 | | 0 |
| 経常外収益計 | | 0 |
| IV 経常外費用 | | |
| 1. 過年度損益修正損 | | 0 |
| 経常外費用計 | | 0 |
| 当期正味財産増減額 | | 0 |
| 設立時正味財産額 | | 0 |
| 次期繰越正味財産額 | | 0 |

令和9年度 活動予算書
 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
 特定非営利活動法人 きびの国くらし生活支援センター
 (単位：円)

| 科目 | 金額 | |
|---|-----------|-----------|
| I 経常収益 | | |
| 1. 受取会費 | | |
| 正会員受取会費 | 0 | |
| 賛助会員受取会費 | 0 | 0 |
| 2. 受取寄附金 | | |
| 受取寄附金 | 400,000 | |
| 施設等受入評価益 | 600,000 | 1,000,000 |
| 3. 受取助成金等 | | |
| 受取民間助成金 | 0 | 0 |
| 4. 事業収益 | | |
| 居住相談支援及び住まい確保支援事業収益 | 500,000 | |
| 空き家・低廉家賃住宅等の活用促進事業収益 | 300,000 | |
| 入居後の生活支援、見守り支援、地域定着支援、 医療・福祉との連携支援事業収益 | 200,000 | 1,000,000 |
| 5. その他収益 | | |
| 受取利息 | 0 | |
| 雑収益 | 0 | 0 |
| 経常収益計 | | 2,000,000 |
| II 経常費用 | | |
| 1. 事業費 | | |
| (1) 人件費 | | |
| 役員報酬 | 0 | |
| 給料手当 | 380,000 | |
| 法定福利費 | 0 | |
| 退職給付費用 | 0 | |
| 福利厚生費 | 0 | |
| 人件費計 | 380,000 | |
| (2) その他経費 | | |
| 印刷費 | 40,000 | |
| 会議費 | 120,000 | |
| 旅費交通費 | 320,000 | |
| 施設等評価費用 | 600,000 | |
| 減価償却費 | 0 | |
| 支払利息 | 0 | |
| 消耗品費 | 40,000 | |
| その他経費計 | 1,120,000 | |
| 事業費計 | | 1,500,000 |
| 2. 管理費 | | |
| (1) 人件費 | | |
| 役員報酬 | 120,000 | |
| 給料手当 | 0 | |
| 法定福利費 | 0 | |
| 退職給付費用 | 0 | |
| 福利厚生費 | 0 | |
| 人件費計 | 120,000 | |
| (2) その他経費 | | |
| 地代・賃料 | 120,000 | |
| 会議費 | 60,000 | |
| 旅費交通費 | 0 | |
| 通信費 | 120,000 | |
| 減価償却費 | 0 | |
| 支払利息 | 0 | |
| その他経費計 | 300,000 | |
| 管理費計 | | 420,000 |
| 経常費用計 | | 1,920,000 |
| 当期経常増減額 | | 0 |
| III 経常外収益 | | |
| 1. 固定資産売却益 | | 0 |
| 経常外収益計 | | 0 |
| IV 経常外費用 | | |
| 1. 過年度損益修正損 | | 0 |
| 経常外費用計 | | 0 |
| 当期正味財産増減額 | | 80,000 |
| 前期繰越正味財産額 | | 0 |
| 次期繰越正味財産額 | | 80,000 |